

平成27年度 水道事業会計予算

収益的支出(事業の運営や施設の管理の費用)と資本的支出(施設の建設や改良の費用)を合わせた財政規模は、前年度より10億5200万円減少して58億2900万円(対前年度比15.3%減)となります。減少の主な要因は、平成26年度から適用された地方公営企業会計制度の改正で義務化された退職給付引当金の一括計上を終了したことによるものです。

実施する主な事業としては、

- 青谷地域に新たな膜ろ過浄水処理施設を建設するための設計業務を行います。
- 河原インター山手工業団地の給水に向け、水道施設の整備を継続して取り組みます。今年度は、工業団地に新設する配水池の築造および進入路の整備などを行います。
- 災害時の安定給水を確保するため、水道施設の耐震化や老朽管の改良に継続して取り組みます。

また、大正4年に給水を開始した本市水道事業がことし100周年を迎えることから、記念事業を行うほか、「鳥取市水道百年史」発行に向けての編さん業務を前年度に引き続き行います。

水道局では、今年度も市民のみなさんに安全な水道水を安定的にお届けするための事業を着実に進めます。事業の実施に当たっては、前年度に改訂を行った『鳥取市水道事業長期経営構想』を踏まえて健全な水道事業の経営に努めます。

鳥取市

水道局

だより

2015.5.1

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係
 電話 0857-53-7811(代表)
 0857-53-7953(直通)
<http://www.water.tottori.tottori.jp/>

問い合わせ先

総務課財務係
☎0857-53-7913

平成27年度 水道事業会計の主な事業

<p>安全な水道水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄水施設整備事業(青谷地域) 2910万円 鉛製給水管更新事業 1億3600万円 水質検査の委託 1758万円 	<p>配水施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 河原インター山手工業団地の給水に向けた整備 2億6000万円 丸山・中ノ郷系の整備など 1億9037万円
<p>有収率の向上対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 漏水調査および公道漏水修理 9920万円 水道メーターの購入および取り替え 3332万円 	<p>安定した給水の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐震管への布設替え工事 1億8000万円 施設の安全対策 7967万円 老朽化した設備の更新、配水池の耐震診断など 1708万円
	<p>広報活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 鳥取市水道局だより発行、水道週間行事、100周年記念事業など

平成27年度水道事業会計予算

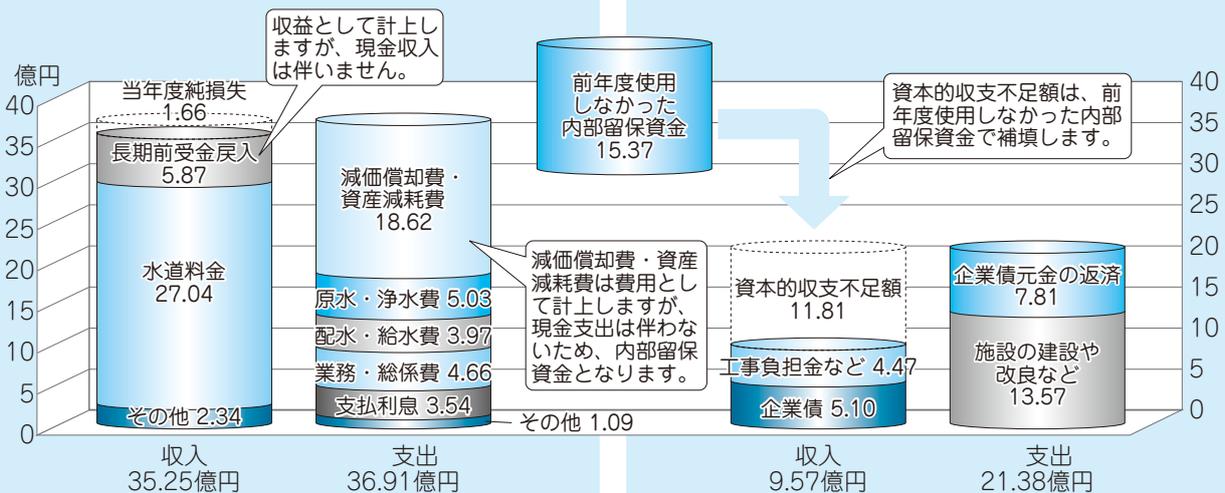
水道事業の予算は、収益的収支と資本的収支に区分されます。

◎収益的収支の予算

事業の運営や施設の管理にかかわる収支です。

◎資本的収支の予算

施設の建設や改良にかかわる収支です。



収益的収支の用語

長期前受金戻入：施設の建設や改良をする際に交付を受けた補助金等の減価償却費相当分を収益として計上するもの。**減価償却費**：施設の建設や改良に支払ったお金を、定められた耐用年数に応じて毎年費用化したもの。この費用は内部留保資金となり、企業債元金の返済と施設の建設や改良をするための資金になります。**資産減耗費**：施設を廃棄する場合、減価償却後の残存価格を費用として計上するもの。**原水・浄水費**：原水(天然の水)を水道水にするための費用。**配水・給水費**：お客さまの所まで水道水を送る費用。**業務・総係費**：水道メーターの計量、料金の徴収、窓口のサービス、その他の費用。**支払利息**：企業債(借入金)の利息。

資本的収支の用語

企業債：施設の建設や改良をするための借入金。地方公営企業の場合、施設整備の資金は主に企業債で調達します。

貯水槽水道の適正な管理を ～設置者のみなさんへお願い～

ビルやマンション、学校などの多くは、水道水を水槽(受水槽や高置水槽)にためてから利用者に給水しています。このような水道を「貯水槽水道」といいます。

貯水槽水道は、水道法などにより**設置者の責任**で管理を行うこととなっていますので、以下のとおり適正な管理をお願いします。

- ・ 1年に1回、鳥取県登録清掃業者による清掃を行ってください。(有料)
- ・ 1年に1回、検査機関による検査を受けてください。(有料)
検査機関：公益財団法人鳥取県保健事業団 ☎0857-23-4843
- ・ 蛇口から出る水の色、濁り、臭気、味、残留塩素の確認を適時行ってください。
- ・ 供給する水が人の健康を害する恐れがあるときは、直ちに給水を停止し、利用者、住人の方に知らせてください。
- ・ 水槽(受水槽や高置水槽)の点検を適時行ってください。



水槽(受水槽や高置水槽)点検のポイント

- 蓋が施錠されているか。
- 通気管の防虫網が破れていないか。
- 内部が汚れていないか。
- ポールタップなどの定水位装置に異常がないか。
- 本体に亀裂がないか。
- 配管等の接続箇所に隙間はないか。(雨水等が内部に入り込まないか。)
- 周囲は、清潔で整頓されていて、点検を行いやすい環境に保たれているか。
- オーバーフロー管の防虫網が破れていないか、水抜管と排水升との間に適切な間隔があるか。

貯水槽水道は設置してある水槽の容量に応じて、次のように分類されています。

- 小規模貯水槽水道……………水槽の有効容量が10m³以下のもの
- 簡易専用水道……………水槽の有効容量が10m³を超えるもの

問い合わせ先 上水道区域の小規模貯水槽水道について…給水維持課給水係 ☎0857-53-7934
上記以外の貯水槽水道について……………第二庁舎農村整備課簡易水道係 ☎0857-20-3246

水道メーターの取り替えにご協力を

水道メーターは、みなさんが使用した水量を正確にはかる大切なものです。計量法により有効期間が定められているため、定期的に取り替えなければなりません。取り替え作業を行う際には、ご協力をお願いします。なお、取り替え費用の個人負担はありません。

*作業を行う委託業者は、「顔写真入りの証明書」を携帯しています。不審な点がある場合は、証明書の提示を求め、水道局にお問い合わせください。

*作業の支障にならないよう、水道メーターの上や周辺に物を置かないようにしてください。

問い合わせ先 給水維持課量水器係
☎0857-53-7932

水道管に他の配管をつなぐことは違法です!

家庭の水道管と井戸水や山水などの配管を接続することは、水道法で禁止されていますので、絶対に接続しないでください。

現在接続されている場合、速やかに問い合わせ先へ連絡してください。

問い合わせ先

- 上水道区域
給水維持課給水係 ☎0857-53-7934
- 簡易水道区域
第二庁舎農村整備課 ☎0857-20-3246

3地域(鳥取・国府地域、河原地域、青谷地域)の水道料金を統一します ～平成27年9月以降に使用した水量(11月計量・12月請求分)から適用～

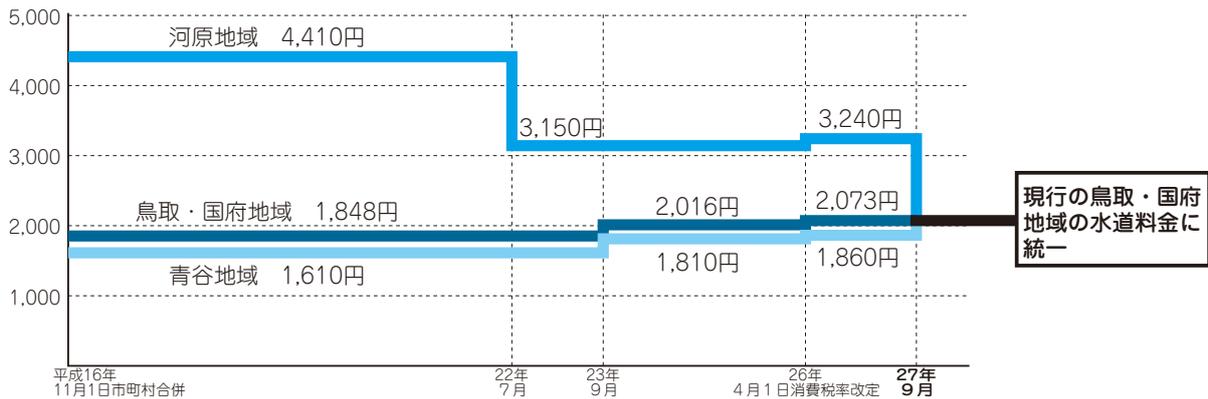
これまでもお知らせしているとおり、水道局が給水している鳥取・国府地域、河原地域および青谷地域の水道料金を、合併調整方針に基づいて、平成27年度に統一します。

平成27年2月定例市議会において、河原地域および青谷地域の水道料金を現行の鳥取・国府地域の水道料金に統一するための条例改正案が議決され、9月以降に使用した水量(11月計量・12月請求分)から適用になります。

問い合わせ先 経営企画課経営係 ☎0857-53-7952

水道料金統一までの流れ

●一般家庭(メーター口径13mm)、1カ月に20㎡使用した場合の水道料金(税込み)



統一後の水道料金表(1カ月につき)

水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)となります。

基本料金

メーター口径	基本料金
13mm	460円
20mm	1,250円
25mm	2,120円
40mm	6,500円
50mm	11,200円
75mm	30,400円
100mm	62,000円
150mm	170,000円
200mm	350,000円

従量料金

使用水量	1㎡につき
10㎡までの分	46円
10㎡を超え20㎡までの分	100円
20㎡を超え40㎡までの分	134円
40㎡を超え200㎡までの分	161円
200㎡を超える分	200円



計算例

※水道局では、2カ月ごとに水道メーターを検針して料金を請求しているため、1カ月分料金表を2カ月に読み替えて計算します。

●メーター口径13mm、2カ月に50㎡使用した場合の水道料金(税込み)

	基本料金	従量料金			消費税相当額加算
1カ月	460円	1㎡につき46円	1㎡につき100円	1㎡につき134円	
↓	↓	10㎡までの分	10㎡を超え20㎡までの分	20㎡を超え40㎡までの分	
2カ月	920円	20㎡までの分	20㎡を超え40㎡までの分	40㎡を超え80㎡までの分	
	↓	↓	↓	↓	
	{ 920円	+ (46円×20㎡)	+ (100円×20㎡)	+ (134円×10㎡)	× 1.08
	= 5,594円				
	(1円未満は切り捨て)				

鉛製給水管について

水道局では、水質基準を満たした安全な水道水をお届けしていますが、鉛製給水管が使用されている家庭では、長時間水道を使用しなかった場合、ごくわずかの鉛が溶け出していることがあります。このため、朝や長い間留守にしたときなどの使いはじめの水は、念のためバケツ1杯程度を目安に、飲み水以外(トイレや洗濯など)への使用をお勧めします。

水道局では、水道メーターまでの鉛製給水管の取り替え工事を計画的に実施しています。その際に宅地内を掘削することがありますので、ご協力をお願いします。

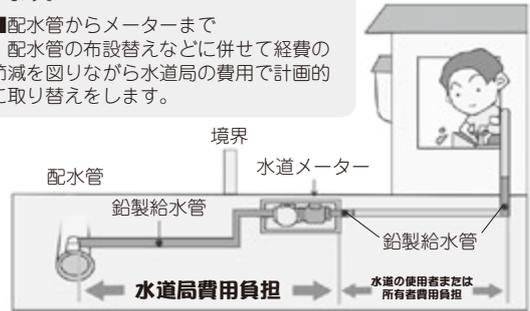
なお、各ご家庭の鉛製給水管使用状況など不明な点については、水道局へお問い合わせください

問い合わせ先

給水管について……工務課改良係 ☎0857-53-7945
水質について……浄水課水質検査室 ☎0857-53-7963

工事費負担区分

- メーターより屋内側
水道の使用者または所有者の負担となります。
- 配水管からメーターまで
配水管の布設替えなどに併せて経費の節減を図りながら水道局の費用で計画的に取り替えをします。



水道週間

6月1日(月)~6月7日(日)

今年の「水道に関する標語」特選 百年間 鳥取を巡る 水道水

江山浄水場見学会のお知らせ

市民のみなさんに水道事業についての理解を深めていただくため、江山浄水場見学会を開催します。



とき 平成27年6月7日(日)
開始: 午後1時30分
終了: 午後3時30分
ところ 江山浄水場(横枕485番地1)
※事前の申し込みは必要ありません。(駐車場あり)

見学の内容

- 鳥取市の水道の仕組みを説明
- 場内施設見学
- 応急給水体験

見学された方に鳥取市水道給水100周年記念ボトル水を差し上げます。

「水道にまつわる写真」募集しています。

本市の水道は、大正4年10月に給水を開始して、平成27年に100年を迎えます。水道局では現在「鳥取市水道百年史」の編さんを進めているところです。その中の企画として、百年史に掲載するための「水道にまつわる写真」を募集しています。

水道工事や水道施設の写実はもちろん、ご家庭で水道を使用している様子など、水道をテーマとした写真であれば新旧を問わず何でも結構です。永年保存される百年史にみなさんの写真を掲載してみませんか。



水道百年史にあなたの写真を載せてみませんか？

- テーマ: 「鳥取市の水道にまつわるものであれば自由」
※応募は1人1点とします。
※ご応募いただいた中から抽選で100人の方に記念品を差し上げます。
なお、当選者の発表は記念品の発送をもって代えさせていただきます。
- 応募期限: 平成27年6月1日(月)
- 応募方法: 「住所」「氏名」「連絡先電話番号」「百年史への応募者氏名掲載の可否」が分かるものを添えて、郵送・持参または水道局ホームページに掲載の送信フォームからご応募ください。
可能であれば「撮影日時」「撮影場所」「写真の内容」もお示しください。
- 応募規格: ◆写真プリント A4判サイズまで
◆写真データ JPEG形式、500KB以上3MB以下
- 応募先: ◆郵送/持参
〒680-1132 国安210番地3
水道局経営企画課内 百年史編さん委員会
◆水道局ホームページ
<http://www.water.tottori.tottori.jp/>
- その他: 応募いただく作品は、応募者本人が著作権を有する写真に限り、
なお、極端な補正、合成などの加工作品は不可とします。郵送料、通信費などの応募に係る費用は、応募者のご負担となります。

問い合わせ先 経営企画課広報係 ☎0857-53-7953